

■政府・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に基づき、再診のみならず初診患者の**電話診療**を始めました。

当院では、**当院かかりつけの再診の患者様はすべての症状に、初診の患者様は風邪・感冒様症状にのみ、電話で対応**致します。

＜再診の患者様の電話診療の際の注意点＞

1. 当院に電話（0138-41-1221）の後、医師が患者様に折り返し電話して、診療を始めます。
2. 処方箋は特定の薬局にFAXで流しますので、直接その薬局にあらかじめ電話してからお薬を取りに行ってください。
3. 処方箋の有効期限は**当日を含め4日間**です。向精神薬を含む場合、処方日数は30日間を上限とします。
4. 当院の支払いは未収にしますので、後日ご精算下さい。

＜初診の患者様の電話診療の際の注意点＞

1. 風邪・感冒様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・頭痛）のある患者様のみ対象にします。他の症状がある場合は、一度お電話でご相談下さい。
2. 当院に電話（0138-41-1221）の後、被保険者証（医療保険証）の写しをファクス（0138-40-1245）またはメール（fukase-jimuka@fukase.or.jp）で当院まで送付して下さい。
3. 被保険者証（医療保険証）を確認したら、医師が患者様に折り返し電話して、診療を始めます。
4. 処方箋は特定の薬局にFAXで流しますので、直接その薬局にあらかじめ電話してからお薬を取りに行ってください。
5. 処方箋の有効期限は**当日を含め4日間**です。**処方日数は7日間を上限**とします。向精神薬は処方できません。
6. 当院の支払いは未収にしますので、後日ご精算下さい。お支払い方法は薬局で受け取った受付票のバーコードを院内の自動精算機にかざしてお支払い下さい。クレジットカードでのお支払いも出来ます。
7. したがって、当院に來られそうもない遠方の方は、電話診療をお断りする場合があります。そのため、被保険者証（医療保険証）で住所を確認させていただきます。